

新潟市告示第253号

ふるさと新潟市応援寄附金に係る寄附金の指定納付受託者の指定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を次のとおり指定したので、新潟市財務規則(昭和39年規則第12号)第61条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

【指定納付受託者】

- 1 第四ジェーシービーカード株式会社  
(新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号)
- 2 第四ディーシーカード株式会社  
(新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号)
- 3 株式会社トラストバンク  
(東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号)
- 4 楽天グループ株式会社  
(東京都世田谷区玉川1丁目14番1号)
- 5 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
(東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号)
- 6 株式会社JR東日本ネットステーション  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号)

【指定納付受託者に納付させる歳入】

インターネットを利用して納付されるふるさと新潟市応援寄附金に係る寄附金

【指定期間】

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで